

～江東区中小企業融資～ チャレンジサポート資金

新設

経営の多角化・転業等の新規事業の立ち上げに要する
事業資金が必要な区内中小企業者向けに融資を斡旋します。

① 融資条件

融資金額	資金用途	貸付利率	本人負担	返済期間	信用保証料
4,000万円以内	運転資金 設備資金	2.1%	1年目 0% 2年目以降 0.5%	9年以内 (据置12か月含)	全額補助

利用条件等の詳細は裏面を確認ください。



チャレンジサポート資金活用事例

【飲食業】

(Before)

中華料理店を営んでいるが、コロナ等の影響もあり売上減少。状況を打開するためにテイクアウト事業を検討。



- 中華料理店と持ち帰り飲食サービス業へ多角化
- 経理面を店舗営業とテイクアウトで区分化

【融資申込例】 テイクアウト注文システム構築費(設備)
テイクアウト販売の販促費(運転)

(After)

ビジネス街にある立地を活かしてテイクアウト販売を開始、Webを活用した注文システムも開発し、売上拡大を目指す。



【製造業】

(Before)

ハンドメイドの鞆制作を主に行っており、売上も順調。顧客から評判もよく、付加価値の高い新商品の開発を検討。



- 細分類は同一の新分野進出
- 経理面を既存商品と新製品の販路を分けて区分化

【融資申込例】 新製品のための機械設備費(設備)
ブランド開発のための人件費(運転)

(After)

質の高い技術を活用してトランク・スーツケースの製造を開始。ブランド展開を見据えてデザイン部門の人材を増員。既存の鞆はネット販売を中心に、新製品を百貨店での販売とし販路を差別化。



江東区経営相談

融資申込に際して、江東区経営相談員による事業計画書(江東区指定様式)の審査が完了している必要があります。



詳細はこちら↑
(区 HP)

経営相談は区ホームページよりご予約をお願いします。

お問い合わせ先

地域振興部経済課融資相談係
(江東区役所4階28番窓口)
〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28
TEL. (03) 3647-2331(直通)

⚠️ ご注意事項

次に掲げるものに該当する場合、チャレンジサポート資金のご利用はできません。(詳細はお問い合わせください。)

- 土地購入にかかる費用
- 既存事業への流用を目的とした費用
- 過去に実施したことがある事業の費用
- 一過性と判断される事業の費用
- 新規事業の大半を外部に委託する費用
- 既に売上が発生している(新規事業でない)事業費用



チャレンジサポート資金を利用する3つのメリット！

1 利子と保証料を補助！

1年目の利子自己負担率 **0%**
2年目以降は **0.5%**
信用保証料は**全額補助**！

2 事業計画書の作成支援！

融資申込前に区経営相談員が
事業計画書の作成をサポート！

3 アフターフォローを実施！

融資実行後に経営相談を実施。
融資後も区経営相談員がサポート！

① ご利用できる方

資金の目的が事業多角化・転業等の新規事業※の立ち上げに要する経費であり、以下の条件を満たす中小企業者の方

※新規事業の詳細条件は、下記「詳細条件」をご確認ください。

- (1) 区内に住所又は主たる事業所があること（**個人**:住所又は主たる事業所があること **法人**:本店所在地があること）
- (2) 区内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- (3) 所得税(法人税)の申告をし、完納していること
- (4) 申込日時点で納期の到来している特別区民税・都民税(法人都民税)を完納していること
- (5) 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- (6) 許認可の必要な業種を営んでいる方については、その許認可を受けていること
- (7) 新規事業について、売上又は収益の持続的な増加・改善が見込まれること
- (8) 事業多角化・転業等の新規事業を実施する場所が区内にあり、新規事業に原則未着手であること
- (9) 事業計画等の内容について、経済課所定の事業計画書を作成のうえ、江東区経営相談員の審査を完了していること
- (10) 融資を受けた後、江東区経営相談員の経営指導を受けること



② 資金使途

新規事業に関する運転資金および設備資金が融資対象となります。

- 融資資金は、新規事業への資金使途が対象で、既存事業への流用は対象外
- 運転資金は、新事業の立ち上げ及び売上計上までに要する外注費、原材料費、広告費、人件費等の諸経費が対象
- 設備資金は、新事業の立ち上げに必要な設備経費が対象であり、投資的な土地購入費等は対象外

③ 詳細条件

融資のご利用に際して作成する事業計画書は、下記の事項をすべて満たしている必要があります。

- 事業多角化・転業等の新規事業は次の①～②のいずれかを満たすこと
 - ① 新規事業と既存事業の日本標準産業分類に基づく細分類が異なること
 - ② 産業分類が同一細分類の場合、原材料・生産加工技術・用途・販路・機能・製品・商品・サービスのいずれかが異なること
- 新規事業は、営業利益面等で既存事業と区別できること
- 新規事業のみで、事業開始3年目までに営業利益黒字が見込まれること

④ 申請方法及び必要書類

融資斡旋をご希望の方は、必要書類を揃えたうえで、経営相談のご予約をお願いいたします。

なお、必要書類、その他注意事項等については区のホームページをご確認ください。



江東区

【申請・問合せ先】 〒135-8383 江東区東陽4-11-28

江東区 地域振興部経済課 融資相談係

TEL. 03-3647-2331(直通) FAX. 03-3647-8442

詳細はこちら→
(区 HP)

